令和８年１１月２日

入札参加業者　各位

質問回答書

塩竈市長　佐藤　光樹
（公印省略）

質問書の提出に伴い、下記のとおり回答します。

記

件　　名	令８－単　下水道遠方監視設備子局装置更新工事
入 札 予 定 日	令和８年１１月６日

番号	質問	回答
1	・越の浦汚水中継ポンプ場から越の浦雨水ポンプ場へ無線での通信を行うとの事ですが、越の浦汚水中継ポンプ場から越の浦雨水ポンプ場へ向かって斜面があり見通しが効かない可能性がございます。無線での通信が確認できない場合は、設計変更協議にて、有線へ変更は可能でしょうか。	施工条件変更や仕様書の変更に伴う契約変更については、契約書のとおり行うものとします。 施工条件変更や仕様書の変更が必要な時は、監督員と変更等の可否を協議するようお願います。
2	・設計図書の図面（P40）の記載の通り、越の浦汚水中継ポンプ場にて、屋外の無線機から屋内の遠方監視子局装置までの LAN ケーブルを、既存埋設配管内にて敷設をいたしますが、途中で配管が詰まっている可能性がございます。その際は掘削し、新たに埋設配管を新設する必要が出てきますが、設計変更協議にて契約金額の追加作業分の増額となりますが、宜しいでしょうか。	図面は参考図となっております。 配線ルート等についても参考として載せているものになります。 仕様書の変更が伴う変更については、協議により変更の対象となります。
3	・設計図書の図面（P40）の記載の通り、越の浦汚水中継ポンプ場のコンクリート引込柱に無線機、アンテナ等を設置いたしますが、設置機器の耐震計算を要求された場合、既存のコンクリート引込柱の情報が必要と	既設完成図書等の貸出は可能です。 既設完成図書が無い場合については、協議により検討方法等を決定するものとします。

	なります。塩竈市様より、既存のコンクリート引込柱の情報提供をお願いいたします。	
4	・設計図書（P32）の「１０．建築副産物対策関係（建設発生土以外の建築副産物）（２）建築発生土以外の建設副産物　その他」において、処理・処分する場所を「青南商事」と記載されておりますが、弊社が契約している別業者へ産業廃棄物処理を依頼することは可能でしょうか。	該当施工条件明示書に記載のとおり、処理・処分は設計積算上の条件明示であり，処理施設を指定するものではありません。別の業者へ依頼する場合は、監督職員と協議が必要となります。
5	・本工事において機器を設置する既設躯体、既設ポール、既設柱等は発注者所有の既設構造物であることから、当該既設構造物自体の耐震性能、耐風性能、コンクリート強度等の確認・照査および構造計算については、本工事の受注者の責任範囲外との認識で宜しいでしょうか。	既設構造物自体の耐震性能、耐風性能、コンクリート強度等の確認・照査および構造計算については、必要ありません。 しかし、既設構造物に新たに構造物の増設等を行う場合には、受注者の責任において、増設の影響による安全性の確認・検査は必要となります。 既存構造物に関する完成図書等については、貸出可能となっております。また、完成図書が無い場合等や、具体的な計算方法、検査方法等については協議より決定するものとします。
6	・設計図書（P22）の「（３）親局機能増設（貯留量追加等）」ですが、貯留量の計算のため、各施設の換算表のご提供をお願いいたします。	仕様書のとおり、既設図面・設計資料等を参照し、貯留管水位と貯留量との換算テーブルを作成願います。既設図面、設計資料等が無い場合については、協議により決定するものとします。

以上